

厚生労働科学研究費補助金
(政策科学総合研究事業(統計情報総合研究事業))
総括研究報告書

介護サービス施設・事業所調査の行政記録情報による
代替可能性の検証のための調査研究(令和6年度)

研究代表者 中村真理子 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

本研究の目的は、介護サービス施設・事業所調査の調査手法の評価と行政記録情報の活用拡大の可能性について検討を行うことである。同調査においては、介護サービス基盤の的確な把握の一方で、回答者負担、調査事務負担の軽減を両立することが求められている。特に後者においては、行政記録情報の一層の活用が求められている。同調査において、2つの課題を両立させるために行政記録情報の活用拡大は可能なのだろうか。このような問題意識の下、本研究課題では①介護サービス施設・事業所調査の調査手法変遷の経緯把握、②同調査における行政記録情報の活用の現状分析、③同調査のデータの実態(特に行政記録情報の活用部分)把握と評価、④同調査における行政記録情報の活用拡大の可能性・課題の検討、という4つの研究課題に取り組んだ。

本研究課題から明らかになったのは主に以下の三点である。第一に、令和4年度に導入された介護サービス情報公表制度の行政記録情報を用いたプレプリントの導入が調査結果に与えた影響を確認するため、個票データの試行的な集計を実施した。その結果、全国規模での集計においては顕著な影響は確認されなかった。第二に、介護サービス情報公表制度と介護サービス施設・事業所調査の質問項目の対応関係を整理したところ、今後さらに行政記録情報の活用を進める余地があることが確認された。ただし、双方の間で質問方法には相違があるため、慎重な検討・調整が必要である。第三に、都道府県へのヒアリングから、介護サービス施設・事業所調査「基本票」への回答作業の負担となっているのは住所や事業所名などの処理であることが明らかになった。調査回答者の負担軽減を目的として行政記録情報の活用拡大を進め、調査方法の改善を行う際には、調査対象へのヒアリングを実施した上で進めることが望ましい。

研究分担者：

中村真理子 国立社会保障・人口問題研究所
情報調査分析部 研究員
小島克久 国立社会保障・人口問題研究所
副所長
蓋 若琰 長崎大学グローバル連携機構

教授

南拓磨 埼玉県立大学保健医療福祉学
部兼研究開発センター
特任助教
(令和7年3月末時点の所属)

A. 研究目的

本研究の目的は、介護サービス施設・事業所調査の調査手法の評価と行政記録情報の活用拡大の可能性について検討を行うことである。この調査は介護保険制度における施設・事業所を対象として、平成12年以降毎年実施され、全国の介護サービスの提供状況及び従事者・利用者の状況を明らかにしてきた。調査結果は介護保険等の施策推進のための基礎資料として活用されており、わが国の介護サービス基盤を把握する基礎的かつ代表的な調査として位置付けられてきた。

一方、政府統計をめぐる厳しい調査環境の下、他の政府統計と同様にこの調査においても調査の回答者負担、調査事務負担の軽減を目的とした改善が求められ、調査開始以降、随時様々な変更が行われてきた。特に、令和4年調査からは「介護保険法による情報公表制度」に基づく行政記録情報を活用した調査票へのプレプリントが開始された。さらに、総務省統計委員会の『『公的統計整備に関する基本的な計画』(第Ⅳ期計画)』では、これまで以上に積極的な行政記録情報の活用に加えその利用制約への対応などの報告者負担軽減に取り組む必要性が示されている。

つまり、介護サービス施設・事業所調査においては、介護サービス基盤の的確な把握の一方で、回答者負担、調査事務負担の軽減を両立することが求められている。しかも後者においては、行政記録情報の一層の活用が求められている。同調査において、2つの課題を両立させるために行政記録情報の活用拡大は可能なのだろうか。このような問題意識の下、本研究では「B. 研究方法」で示す4つの研究課題に取り組んだ。

B. 研究方法

本研究では、以下で示す①～④の研究課

題を設定した。そして各研究課題に対し

(1) 介護サービス施設・事業所調査に係る資料及び統計調査に係る文献収集と分析、
(2) 同調査の個票データの二次分析、(3) 同調査の関係者(同調査担当部局、自治体などの調査実施関係者、研究者)へのヒアリング調査という3つの研究アプローチで取り組んだほか、海外事例の収集を実施した。

また、以下で示す研究課題を進めるにあたっては随時、研究会を開催し(令和6年5月、8月、12月に実施)、研究班内外の研究者との間で情報共有・議論を行った。

① 介護サービス施設・事業所調査の調査手法の変遷の経緯把握

調査開始以降、介護サービス施設・事業所調査では随時、調査方法が変更されてきた。これらの変更は主に調査負担の軽減を目的として行われてきたが、調査そのものの全体像の把握を困難にしている側面がある。しかし、令和4年度に導入されたプレプリントによる影響を評価するための方針を決定し、今後の行政記録情報の活用拡大について検討を行う上で、令和4年度以前の調査の実施状況を正確に把握していることは不可欠である。

そこで、同調査に関わる資料等の収集・整理、調査関係者等(特に調査担当部局)へのヒアリングを通じて、調査手法の変遷を確認した。そして、同調査の(主に調査の構造や実施方法に関する)変遷を一覧的に把握することができる資料を作成した。

(3-1 参照)

② 介護サービス施設・事業所調査における行政記録情報の活用の現状分析

介護サービス施設・事業所調査では、令和4年から一部の調査項目でプレプリント(介護保険法に基づく情報公表制度の情報

を活用した、調査票への印字）が導入された。今後はプレプリントに限らない行政記録情報のさらなる活用が求められている。

そこで、現在活用されている行政記録情報の現状分析を行った。具体的には、公表資料から介護サービス情報公表制度の運用状況や掲載情報についての確認を行い、介護サービス施設・事業所調査との比較を行った。（３－２参照）

さらに介護サービス情報公表システムを運用する都道府県（千葉県、神奈川県、佐賀県、和歌山県）に対し、対面・メールでのヒアリングを行い、介護サービス情報公表システムにおいて収集・公表されている項目やその登録や更新頻度、システムの運営方法に関する情報収集を行った。（３－４参照）

また、特別区での勤務経験がある研究者（国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部 藤井多希子第二室長）へのヒアリングを実施し、自治体における介護施設・事業所情報の把握・管理の実態について情報収集を行った。これにより、今後行政記録情報の活用拡大を行う際に考慮すべき点を整理した。

③ 介護サービス施設・事業所調査のデータの実態把握と評価

調査手法の変更は調査結果に影響を与えていると言われているが、その影響の有無や程度の評価にあたっては調査から得られた個票データを集計し、その結果を確認する必要がある。同調査の手法の変遷（①）と、近年活用が開始された行政記録情報（②）を参照しながら同調査の個票データの集計方針を検討し、実際に個票データの整備と試行的な集計を実施した。（３－３参照）

④ 介護サービス施設・事業所調査における行政記録情報の活用拡大の可能性・

課題の検討

自治体へのヒアリングを実施し、調査への回答を行う際に時間がかかっている箇所・工程を特定し、調査負担の軽減をすすめるための情報収集を行った（３－４参照）。また、行政記録情報のプレプリントに加え、調査項目そのものの代替により回答や調査事務負担を軽減可能な質問について検討した（３－２参照）。さらに①～③の結果を踏まえて、どのような行政記録情報が活用できるかを検討した（３－２参照）。

④の遂行にあたっては、小島が平成 28 年度に従事した厚生労働統計協会の研究事業の成果を活用した。また、諸外国の例として北京市、韓国、台湾の実情を把握した。（３－５参照）。

C. 研究成果

① 介護サービス施設・事業所調査の調査手法の変遷の経緯把握

厚生労働省が実施する統計調査は、基本的に調査の実施毎に調査結果が公表される。そのため、ある一度の調査に関する情報を確認することは容易であるが、長年にわたって実施されてきた調査の実施方法（調査対象者、標本抽出、調査票の配布・回収方法など）の変遷を即座に把握することは困難である。

そこで初めに、厚生労働省のホームページに掲載されている同調査についての公表情報をもとに、介護サービス施設・事業所調査の変遷を一覧的に把握することができる資料を作成した。

この作業から、平成 12 年から令和 4 年までの過去 23 回の調査の中で随時、様々な変更が行われてはいるものの、全施設・事業所を調査対象として調査票を郵送にて配布し、施設情報を質問するという基本的な構造は変わらないことを確認した。ただし、厚生労働省から都道府県に対して「基本票」

を配布し、そこから得られた情報を基に施設・事業所に対して「詳細票」を配布するという調査の実施系統が確立されたのは平成 24 年（2012 年）であり、それ以前と以後では調査全体の設計、そして調査の個票データの構造自体が異なっていることが確認された。（3－1 参照）

調査の実施系統が確立した平成 24 年以降の調査実施に関わる主な変更としては、オンライン回答の一部導入（平成 28 年、ただし「利用者票」については令和 7 年導入予定）、一部の調査対象事業所に対する標本調査の導入（非全数調査化）と「詳細票」における「介護医療院票」の追加（平成 30 年）、行政記録情報を用いたプレプリントの導入（令和 4 年）があった。

② 介護サービス施設・事業所調査における行政記録情報の活用の現状分析

はじめに、介護保険制度に基づく介護サービス情報公表制度の概要を整理するとともに、都道府県における管理・運用の実態について情報収集を行った。情報収集にあたっては、自治体担当者に対して対面ヒアリング（千葉県（2024 年 12 月）、神奈川県（2025 年 1 月）、佐賀県（2025 年 3 月））とメールによる質問（和歌山県（2025 年 3 月））を実施し、自治体における介護サービス施設・事業所調査への回答作業と介護サービス情報公表制度の運用・管理の状況を把握した。

次に、介護サービス施設・事業所調査において介護サービス情報公表制度の行政記録情報が活用されている調査項目の情報を厚生労働省の調査担当部局との意見交換により得た。

そして、介護サービス施設・事業所調査の公表統計表（集計対象となっている事業所数）と介護サービス情報公表制度のオープンデータを参照し、それぞれの介護サー

ビスの種類別の施設・事業所数のデータを得て、両者の数値の乖離やその傾向を確認した。

最後に、介護サービス施設・事業所調査の質問項目と介護サービス情報公表制度で収集されている情報の対応関係を整理した。以上の工程を踏まえた上で、介護サービス施設・事業所調査における現時点での行政記録情報の活用の程度、行政記録情報が活用されている調査項目の傾向、今後活用があり得る調査項目の有無の検討を行った。

以上のプロセスから明らかになったのは主に以下の 2 点である。

1）介護サービス施設・事業所調査で得られる施設・事業所数は、一部の施設・事業所が全数調査ではないことを考慮したとしても介護サービス情報公表制度の介護施設・事業所数を概ね下回ることが確認された。ただし、事業所数の乖離は介護サービスによるばらつきが大きい。

2）今後さらに活用を検討する余地がある項目として、施設・事業所の開設主体などが考えられる。ただし、介護サービス情報公表制度と介護サービス施設・事業所調査の間で質問方法に相違がある。そのため、実際に行政記録情報からの利用をすすめるのであれば、調査結果に影響を与える可能性を考慮し、慎重に検討・調整する必要がある。加えて、これ以外にもサービスの提供体制や事業所の形態についての項目などで行政記録情報を活用する余地があることが確認された。（3－2 参照）

③ 介護サービス施設・事業所調査のデータの実態把握と評価

令和 4 年度に導入されたプレプリントによる調査への影響を評価するため、介護サービス施設・事業所調査の個票データを集計・分析に取り組んだ。分析にあたっては、統計法 33 条に基づく介護サービス施設・事

業所調査の個票データの利用申請を行い、平成12年から令和4年までの過去23回の調査の個票データの提供を受けた。

C. 研究成果①で述べた通り、この調査は平成23年以前と平成24年以降で調査の構造が異なっている。加えて、「基本票」以外に、施設・事業所の種類別に「詳細票」が存在し、「詳細票」の名称は介護保険制度の改正に対応する形で変更されている。さらに、サービスの利用者に関する情報収集を目的とした「利用者票」が数年に一度（平成24年以降は3年に一度）配布されているほか、平成16年には「従事者票」の配布が行われている。

このように、調査の実施年数が長く、調査の構造が複雑であるため、厚生労働省から提供を受けたデータファイル数は400以上に及んだ。そこで、集計作業を開始するにあたり、これら提供されたデータファイルの名称とそのファイルの内容（介護保険サービスの種類）との対応関係を整理し、一覧表の形にまとめた（3-1参照）。

集計対象としたのは平成30年（2018年）から令和4年（2022年）の過去5年間である。調査方法の変更（本研究課題においては令和4年調査から導入されたプレプリントの導入）による調査結果への影響を確認するのであれば、調査方法の変更前後で集計値の比較を行う必要がある。しかしその場合、集計で注目する調査方法の変更以外の条件が同一である必要がある。そのため、詳細票へのオンライン回答の一部導入（平成28年）、そして、一部の調査対象事業所に対する標本調査の導入（非全数調査化）と「詳細票」における「介護医療院票」の追加（平成30年（2018年）後である平成30年以降の5年分の調査データを用いることとし、データの整備を行った。

集計では、プレプリントが導入された調査項目を対象として、過去5年間の数値（平

均値、分布）の推移を確認した。その際、調査票（詳細票）の種類別だけではなく、介護サービスの種類別など条件付きの集計も実施した。

以上から明らかになったのは、本研究課題において試行的に集計を行った変数に関しては、少なくとも全国単位での集計において、令和3年以前の調査とプレプリントの導入が行われた令和4年調査との間で極端な変動は観察されなかった。（3-3参照）

④介護サービス施設・事業所調査における行政記録情報の活用拡大の可能性・課題の検討

C. 研究成果の②でも指摘した通り、介護サービス情報公表制度に含有される情報のうち、施設・事業所の開設主体などの情報は今後、介護サービス施設・事業所調査への活用を検討する余地がある。

また、自治体（千葉県、神奈川県、佐賀県、和歌山県）担当者へのヒアリングから、基本票への回答作業で負担になっているのは、「基本票」への文字情報（住所、施設の名称など）の転記作業であることが明らかになった。また、介護サービス情報公表制度の管理・運用方法は都道府県によって大きく異なっており、千葉県、神奈川県では外部の民間事業者に委託しているのに対し、佐賀県では県庁の担当課室において職員が作業を行っていた。今後、調査の負担軽減を目的として行政記録情報の活用拡大を進めるのであれば、調査対象者が回答作業において実際にどのような作業で負担を感じているのかを把握する必要があると考えられる。（3-2、3-4参照）

D. 結果の考察

介護サービス施設・事業所調査は、調査の構造自体が複雑であり、調査方法（調査

票の配布方法、オンライン調査の導入など）も随時変化している。また、介護サービス情報公表制度の運用（具体的には報告締め切り時期など）についても都道府県・政令指定都市によって若干の違いがある。

そのため、行政記録情報を活用したプレプリントの導入が調査全体に対して影響を与えたのか、影響を与えたとすればどの程度のものであったのかを評価するには、慎重な検討が必要である。本研究課題で実施した全国規模での集計においては顕著な影響は確認されなかったが、より慎重を期すのであれば都道府県単位などの条件付き集計を実施し、数値の時系列変化を随時確認することが望ましいと考えられる。また、集計データの解釈を行う際には、プレプリントの導入以外の要因が寄与している可能性がないかどうかについても考慮する必要がある。

E. 結論

介護サービス施設・事業所調査においては、平成12年の調査開始以降、調査の実施方法において様々な変更が行われた。本研究課題では令和4年度に導入された介護サービス情報公表制度の行政記録情報を用いたプレプリントの導入が調査結果に与えた影響について注目し、個票データの試行的な集計を行った。その結果、少なくとも全国規模での集計においては顕著な影響は確認されなかった。

また、介護サービス情報公表制度の設計、事業所数、質問項目などを確認し、介護サービス施設・事業所調査との対応関係を整理したところ、今後さらに行政記録情報の活用を進める余地があることが確認された。ただし、介護サービス情報公表制度と介護サービス施設・事業所調査では、質問方法に相違がある。そのため行政記録情報の活用にあたっては、慎重な検討・調整が必要

である。

さらに、介護サービス施設・事業所調査の基本票への回答と介護サービス情報公表制度の運用を行う都道府県へのヒアリングから、介護サービス施設・事業所調査「基本票」への回答作業の負担となっているのは住所や事業所名などの処理であることが確認された。また、介護サービス情報公表制度の運用体制は都道府県によって相違があることも確認された。調査回答者の負担軽減を目的として行政記録情報の活用拡大を進め、調査方法の改善を行うのであれば、実際に回答作業を行う調査対象へのヒアリングを実施した上で進めることが望ましいと考えられる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表（書籍を含む）

なし

2. 学会発表

なし（令和7年6月に日本人口学会、日本老年社会科学会にて報告予定）

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし